

居宅介護支援 重要事項説明書

医療法人社団ぶなの森
居宅介護支援事業所 新芽

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者（法人）

事業者の名称	医療法人社団ぶなの森
事業者の所在地	宮城県仙台市青葉区柏木二丁目 6 番 2 号
法人種別	医療法人
代表者 氏名	理事長 臼井 恵二
電 話 番 号	0 2 2 - 2 7 2 - 9 4 5 1

2. 運営の目的と方針

事業の目的	要介護状態にある利用者に対し、公正・中立かつ適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	①要介護状態等にある利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮します。また、心身の状況や環境等に応じ、利用者選択に基づいて、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。 ②事業の実施に当たっては、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図るとともに、利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス等が指定の種類又は指定のサービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所 新芽
所在地	山形県西村山郡河北町谷地ひな市一丁目 3 番地の 5
介護保険指定番号	居宅介護支援事業（山形県 第 0672300787 号）
管理者名	佐藤 美和
サービス提供地域	西村山郡（河北町・寒河江市・朝日町・大江町・西川町）、東根市、村山市

(2) 職員体制

従 業 員 の 職 種	業 務 内 容	人 数
管理者 (主任介護支援専門員)	事業所の運営及び業務全般の管理	常勤 1 名 (介護支援専門員兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	常勤 1 名(管理者兼務)

(3) 勤務体制

平 日 (月)～(金)	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分 ※原則として、土・日・年始(1 月 1 日～3 日)は休み
緊急連絡先	緊急時に限り、事業所の転送電話にて 24 時間体制での受付

(4) 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

ア セ ス メ ン ト	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サ ー ビ ス 調 整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケ ア プ ラ ン 作 成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サ ー ビ ス 担 当 者 会 議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モ ニ タ リ ン グ	少なくとも 1 月に 1 回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給 付 管 理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者へ介護保険施設等に関する情報を提供します。

●居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	● 救急車への同乗 ● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ● 家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 金銭管理
-----------------	--

●利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口提出すると、全額が払い戻されます。

(※別紙① 料金表を参照)

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	居宅介護支援事業所 新芽
担当者	管理者 佐藤 美和
電話番号	0237-84-0048
対応時間	営業時間内（緊急時は転送電話により対応いたします）

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は、苦情主訴者から詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者の事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得を得られるよう努めます。

(3) サービス事業者に対する苦情対応方針等

サービス事業者による苦情対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、改善に向けた対応がなされるよう、サービス事業者との十分な話し合い等を実施します。また、その後も必要に応じサービス事業者を訪問し、よりよいサービス提供が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

(市町村)	河北町健康福祉課	0 2 3 7 - 7 3 - 2 1 1 1
	寒河江市健康増進課介護保険係	0 2 3 7 - 8 6 - 0 7 7 7
	大江町健康福祉課	0 2 3 7 - 6 2 - 2 1 1 1
	朝日町健康福祉課	0 2 3 7 - 6 7 - 2 1 1 6
	西川町健康福祉課	0 2 3 7 - 7 4 - 3 2 4 3
	東根市福祉課	0 2 3 7 - 4 2 - 1 1 1 1
	村山市福祉課	0 2 3 7 - 5 5 - 2 1 1 1
(地域包括支援センター)	河北町地域包括支援センター	0 2 3 7 - 8 4 - 6 1 2 0
	寒河江市地域包括支援センター	0 2 3 7 - 8 5 - 0 8 9 6
(国保連)	山形県国民健康保険団体連合会	0 2 3 7 - 8 7 - 8 0 0 6

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した、利用者の身体的または精神的な通常と異なる状態についてサービス事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

① 事故発生の報告

事故によりご利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、利用者および市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

サービス事業者から利用者の身体状況の急変等、緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い適切に対応します。

7. 主治の医師及び医療機関等との連携

利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで、利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために以下の対応をお願いします。

- ① 入院時には、利用者または家族から、当事業所名及び担当ケアマネジャーの名称を伝えていただきますようお願いいたします。（お渡しした名刺等をご提示ください）
- ② 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

8. 他機関との各種会議等

- ① 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして行います。また、会議の開催方法として、参集にて行うもののほかに、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。
- ② 利用者等が参加して実施する会議について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。

9. 秘密の保持

- ① 介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- ② サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を使用する場合は、利用者及び家族の同意を事前に文書で得ることとします。

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができることを説明します。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙2」の通りです。
 - ・居宅サービス計画等の原案計画置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむをえない事由で開催ができない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

② 主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。

具体的には、利用者またはその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。

1 1. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、下記の措置を講じます。

- ① 感染症対策委員会の開催
- ② 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ④ 専任担当者の配置（担当者：管理者 佐藤美和）

1 3. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- ② 高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止のための研修の実施
- ④ 専任担当者の配置（担当者：管理者 佐藤美和）

1 4. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 6. ハラスメント対策について

- ・当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、働きやすい環境づくりを目指します。
- ・利用者や家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷・対象範囲外のサービスの強要等の行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり、利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者及び事業者が記名の上、各一通を保有するものとしします。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、以下の対応をさせていただきます。

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ ご利用者等の押印について、求めないことを可能とします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 医療法人社団ぶなの森

所在地 宮城県仙台市青葉区柏木二丁目6番2号

代表者 理事長 臼井 恵二

説明者 居宅介護支援事業所 新芽

介護支援専門員 佐藤 美和

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

(ご利用者)

住 所 _____

氏 名 _____

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

(続柄 : _____)

別紙 1

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費Ⅰ（地域区分 1 単位：10 円）

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援（ⅰ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	10,860 円/月 (1,086 単位)	14,110 円/月 (1,411 単位)
居宅介護支援（ⅱ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件未満	5,440 円/月 (544 単位)	7,040 円/月 (704 単位)
居宅介護支援（ⅲ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,260 円/月 (326 単位)	4,220 円/月 (422 単位)

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

減算名称	料金（単位数）	算定要件
運営基準減算	所定単位数の50%で算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
特定事業所集中減算	1月につき200単位を減算	正当な利用なく特定の事業所に80%以上集中した場合（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

加算について

加算名称	料金（単位数）	算定要件
初回加算	3,000 円/月 (300 単位)	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分変更された場合
入院時情報連携加（Ⅰ）	2,500 円/月 (250 単位)	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円/月 (200 単位)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合

退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携 1回	4,500 円/回 (450 単位)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	連携 2回	6,000 円/回 (600 単位)	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 1回	6,000 円/回 (600 単位)	
	連携 2回	7,500 円/回 (750 単位)	
	連携 3回	9,000 円/回 (900 単位)	
緊急時等居宅カンファレンス 加算		2,000 円/回 (200 単位)	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算		500 円/回 (50 単位)	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
ターミナルケアマネジメント 加算		4,000 円/月 (400 単位)	① 24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ②利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を行うこと ③訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供
特定事業所加算（Ⅰ）		5,190 円/月 (519 単位)	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する
特定事業所加算（Ⅱ）		4,210 円/月 (421 単位)	

特定事業所加算（Ⅲ）	3,230 円/月 (323 単位)	場合（1 ヶ月につき）
特定事業所加算（A）	1,140 円/月 (114 単位)	
特 別 地 域 居 宅 介 護 支 援 加 算	所定単位数の 15%	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合

その他

交 通 費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーが訪問するための交通費の実費が必要です。 ・実施地域を越えた地点から、片道 20 km未満 500 円 ・実施地域を越えた地点から、片道 20 km以上 1000 円
解 約 料	解約料は一切かかりません。

別紙 2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	
通所介護	
地域密着型通所介護	
福祉用具貸与	

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護			
通所介護			
地域密着型通所介護			
福祉用具貸与			